

第一二六回

参第六号

検察審査会法の一部を改正する法律（案）

検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「左に」を「次に」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

障害者をめぐる最近の社会情勢と国民に対し広く検察審査会に参加する機会を保障する必要性とにかんがみ、検察審査員の欠格事由を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。